

御前崎市議会政治倫理審査委員会

日 時 令和7年1月31日（金）午前9時00分開会

場 所 市役所 4階 全員協議会室

- 1 開会
- 2 審査対象議員への事情聴取
- 3 今後の進め方
- 4 その他
- 5 閉会

○出席委員（9名）

福田 伸次	川口 知幸	石川 貴広	小田 芳久	櫻井 勝
河原崎 恵士	渥美 昌裕	阿形 昭	阿南 澄男	

○欠席委員（なし）

○審査対象議員

高田 和幸

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 清水 正明 書記 松下 伊佐央

[午前9時00分 開会]

○委員長（河原崎恵士） 互礼を行います。一同「礼」。

ただいまから、第3回御前崎市議会政治倫理審査委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、御報告いたします。本日の審査委員会も傍聴の申出があり、これを許可しております。

また、報道機関関係からは写真撮影等の申出があり、これも許可しておりますので、御了承願います。

本日は、審査対象議員である高田和幸議員に御出席をいただいております。

それでは、これより会議に入ります。

議題1、審査対象議員への事情聴取を議題といたします。事情聴取の前にこれまでの経緯について

て、高田議員に申し上げます。

去る1月14日付けで、二俣秀明議員ほか2名の議員から、高田議員を審査対象議員として、議長あてに御前崎市議会議員政治倫理規程第4条に基づく審査請求書が提出されました。

審査請求の内容は、令和6年12月25日、ブログによる情報発信をした高田議員の行動が、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1項第1号及び第6号に違反する疑いがあるというものであります。

去る1月24日の第2回政治倫理審査委員会において、二俣議員から請求理由の説明を受け、審査委員会としては今回の審査請求を、政治倫理基準に照らして審査すべき事項事案と認め、審査に適していると決定いたしました。政治倫理規程第8条第2項において、審査会は審査を行うため必要と認めるときは、対象議員及び関係人に対し、資料の請求、事情聴取その他必要な調査を行うことができるとされています。

また、同条第3項において、審査会は対象議員に弁明の機会を与えなければならないとされています。このことを踏まえて、本日は審査対象議員への事情聴取を行うものでございます。

それでは、委員の皆様から高田議員にお聴きしたいことがあれば、御発言をお願いしたいと思います。発言内容は、事案の範囲を超えないようお願いいたします。

なお、高田議員から審査委員への質疑は出来ませんので、御了承願います。それでは、発言のある方は挙手願います。

○委員（櫻井勝） それでは、高田議員にお聴きします。

「ざまあみろ」という言葉を情報発信したために、議員としての品格に欠けていることが明白であると思いますが、ブログで「ざまあみろ」と表現した理由について、改めて説明してください。

○審査対象議員（高田和幸） 「ざまあみろ」という言葉の真意についてでよろしいかと思いますが、私は言葉の使い方は確かに間違っていたと思います。心情としましては12月議会定例会において、あらさわふるさと公園の条例の提出ミスがあって、それについて指摘した。それで、体制を改めてこれからこういうことのないようにしますという市執行部側の答弁を、全員協議会で聞きました。しかしながら、そう言ったにも拘わらず今回の給与条例については、4本の誤りがあったと言うこと、それについて執行部とこの体制について、あれほど言ったのにまた同じ間違いをするのかと。自分のやってきたことをもう一度しっかり顧みてくださというような意味で使った言葉です。特に誰を誹謗するとか、そういうことで言った言葉ではなくて、体制について改めていただきたいと。あれだけ言いましたよね。またやりましたねというような意味で使った言葉ですので、使い方が間違っていたとは思いません。申し訳ありません。

○委員（櫻井勝） それでは、再度お聴きしますが、「ざまあみろ」という言葉が市民や関係者に与えた影響について、当時どのように考えたのかをお答えください。

○審査対象議員（高田和幸） 書いた時の気持ちということだと思うのですが、ホームページの中のブログということで、1年以上前からずっと書き続けてきたブログです。閲覧者自体はブログに数字

が出ますので、大体一つのブログに多くても100件ないし80件とか70件ぐらいの読者しかいないような個人のブログだということの延長で、議員になってからも続けてきました。議員になってから、閲覧者が増えるわけでもなく、そういう中で何気なくに使ってしまった言葉がこういうような大きな問題を生んでいるということで、反省しなければいけないなと思っています。そのときは、今言ったように問題提起をするような意味合いで使っておりましたが、この「ざまあみろ」という言葉が、これほど世間をお騒がせするとは思いませんでしたので、そのときの気持ちというと、どちらかというど何とかこの体制を直さなければいけないという気持ちの方が強かったと思っています。

○委員（櫻井勝） もう1点、再度くだいような話になるかもしれませんが、行政に不満を表現するとき、「ざまあみろ」という言葉を使ったことは、本当に公人として不適切でありまして、市議会議員としての資質に欠けているものと言わざるを得ないと思います。このことについて、再度御自身として、どのようにお考えになるか、お答えください。

○審査対象議員（高田和幸） 12月25日に書いた私のホームページ上のブログに「ざまあみろ」という言葉を、不穏当な言葉を使ってしまうと世間を騒がせたことは、本当にお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。先日、テレビや新聞の取材、それから後追いのブログでも謝罪させていただいているとおりに、今後、言葉遣いには気を付けて市議会議員として、市民の信頼を回復できるように努めていきたいと思っています。

○副委員長（阿南澄男） 先ほど、櫻井議員の質疑に対して、特定の個人に行ったわけではなく、行政組織の体制に対して、私の心情だったというお話をされていましてね。普通は「ざまあみろ」ということは、特定の相手に向かって言う言葉と思うのですよ。これが市長、副市長、教育長をはじめとする全職員及び、全議員に向かって発信した言葉で、言葉が「ざまあみろ」という言葉は、こういう意味でやはり世間一般は取っているわけですよ。高田議員が組織に対してではなくて、「ざまあみろ」というのは人に対して言っていることですよ。そういうことで、1月21日のブログではこの件で世間を騒がせたとして、ブログ読者へ謝罪していますが、本来、謝罪しなければならない相手は、職員や議員のはずです。職員や議員に対し、謝罪する気持ちはありませんか。

○審査対象議員（高田和幸） そう取られてしまったということに関しては、謝罪しなければいけないと思います。申し訳ございません。「ざまあみろ」という言葉、私も使った後に調べさせていただきました。辞書には「失敗した相手に向かってそれを見て、それ見たことか」という意味で使うと書かれています。まさにこういう意味で使った言葉でございまして、相手を誹謗中傷するために使った言葉ではなくて、あれほど注意したのにまたやってしまった。あなた達、それ見たことかという意味で使いました。ですので、執行部の体制に対して言ったということは、誤解のないようにしていただきたいと思っています。

○副委員長（阿南澄男） 「ざまあみろ」という表現が行政の信頼を損ね、市民の期待を裏切る結果となったと思いますが、ご自身としてどのようにお考えになりますか。

○審査対象議員（高田和幸） 「ざまあみろ」という言葉を使ったのは私個人であって、私の信頼それから信用というものは落ちているというのは痛感します。ただ行政に対して言った言葉であります。間違えをしたのは行政であって、そこを直すべきものは直してほしいというのは、今も変わらないです。このようなミスが何回も続いて起こるようなことでは困りますというようなことを、公に対して発信したということでございますので、そこについては、言葉の使い方を誤っていましたが、行政側には、「ざまあみろ」という言葉の意味ではなくて、しっかり体制を整えてほしいという気持ちは今も変わりません。

○副委員長（阿南澄男） 高田議員は市役所の職員だったのですよね。その前は御前崎町の職員だったのですよね。その間、何年ぐらい奉職されたわけですか。

○審査対象議員（高田和幸） 32年です。

○副委員長（阿南澄男） 32年間奉職されて、自分の奉職中にはそういうミスはなかったですか。自分はミスをしなかった。だから、ミスを2回続けてやったから「ざまあみろ」という話で批判したという捉え方を私はしたのですけれどね。それは間違いないですか。

○審査対象議員（高田和幸） 私も当然ミスはしています。ただ、それを直してくれた上司、体制がありました。私がそこに関わっていたものに対して、ミスしないということはありませんので、ミスは当然ありますが、体制の中でチェックをして、意見をまとめて議会に提出するものは提出していたと記憶していますので、今回の誤りと個人が間違えたものとは、少し違うのかと私は捉えています。議会に出す議案というのは、何十人もチェックされて出されていくものだと思っています。そういう中で、何回も何回も同じような間違いがあるということが、問題だということを提起したいと考えていました。

○副委員長（阿南澄男） 条例案の誤りに気付いていながら指摘しなかった理由について、ブログでは「私が悪者にされたこともあって、質疑、討論はせず黙っていました」と記しています。誰が悪者にしたというのですか、その悪者という点が少し理解出来ないのですけれど、そこを説明していただけないですか。

○審査対象議員（高田和幸） 少し長くなるかもしれませんが、お話をしたいと思います。12月議会定例会中に開催された総務経済委員会の中で、議案の修正案について提出したいという意見を述べました。その中で、委員会審議を遅延させたとして、注意を受けました。委員会での修正案の提出は1人で出来ます。今回の議案を修正する場合は、12分の1以上の賛成議員の提案をもってするというようになります。そういうことを考えると、2人で修正案を出さなければいけないというようなこともあります。時間を大幅に要すると考えましたので、今回については、あえて賛成しましたということなのですが、悪者にされたというのは、総務経済委員会の中で20分、確かに私はこの決め方について異議がありますということを議論したつもりでいます。その議論自体が、遅延行為だということをおの場で言われましたので、それに対して言った言葉でございます。

○副委員長（阿南澄男） その件について、ここで議論するつもりはありませんけれど、少なくとも一つだけは指摘しておきます。委員会の運営その他の指揮権は委員長にございますので、議案の審議をしませんと委員長が発言した以上、その中で議案の話は出来ないわけです。その点をそもそも間違えていると思います。私の意見はそういうことです。次に行きます。今回の件では、世間やマスコミから批判を受けていると思いますが、今回の発言が議員としての信頼を損なうものであったと認識していますか。再度お伺いします。

○審査対象議員（高田和幸） 今回の「ざまあみろ」の発言については、私が書いた言葉でございますので、私に全て責任があると感じています。これを読んだ方が私を信頼しない、信用しないということになれば、それはもう当然のことだと思っています。

○副委員長（阿南澄男） これで最後になります。「ベテラン議員は、犠牲性精神があるのではいね」という表現は、特定の議員を愚弄するものではありませんか。どのような意図でそのような表現を使ったのですか、お答えをお願いします。

○審査対象議員（高田和幸） 昨年の2月、議会で議員定数が2名削減されました。これについては、市の財政負担を軽くするというような意図で、2名の削減をしたと聞いています。今回の0.1月分のボーナスを支給しないということについては約1,400万円、1,900万円とも言われていますが、計算上ではそれぐらいの金額の支出が抑制されるということになります。そういった意味で、今回の議決をしたのではないかと臆測をさせていただいて、その旨をブログに書きました。

○副委員長（阿南澄男） 結果的に専決処分ということで、別にそれが市の財政的に支払いが出来なかったということにはなっていないので、32年間も奉職していれば、そういうことが起きてもその是正措置には、すぐ対応していくわけですよ。人事院勧告ですからね。解決しなければいけない自明の理ではないですか。そこに引っ掛けてそういう言い方をするのは、私はおかしいと思いますよ。それで何も削減はされないですよ。それで財政が助かるわけではないではないですか。最後に1点だけいいですか。議員として、あまりにも誤解を招くような不用意な発言は、今後控えるべきです。お答えは要りません。

○委員（阿形委員） ブログに直接ではないのですが、本日の高田議員の発言並びにブログの背景について、少しお尋ねします。今日の発言の中でも、職員のミスについて、それまたやったかという発言がありましたけれども、特に議案第81号と議案82号については、令和6年12月1日から適用するというこの部分が抜けていました。もしこの議案が12月23日の議会最終日ではなくて、11月28日の議会初日だったら別にこれは不備の条例ではないと思うのですけれども、何で議会初日の11月28日に議案が上程されなかったのか、その辺の理由は把握していますか。

○審査対象議員（高田和幸） 通常の考え方でいくと、人事院勧告が出て閣議決定されて、条例に出されるということが通常の流れです。ですので、11月の時点でまだ閣議決定がされていなかったということではないのでしょうか。人事院勧告を受けて改正しているわけではなくて、人事院勧告を受け

て国家公務員の給料が閣議で決定されて、改正されたものを受けてそれを使っている市の給与条例を改正するということが趣旨ですので、人事院勧告を受けて変えているわけではありませんので、多分そういうことで最終日の案件になっていると思います。

○委員（阿形昭） 私の見解も言いますので、また、高田議員からその後に見解を言ってください。今発言にあったように、人事院勧告があつて、閣議決定が通常なら11月の上旬で、それを受けてこの議会の初日に上程されるのですけれども、今回は10月27日に衆議院議員総選挙がありました。それで、人事院勧告の閣議決定が大幅に遅れて、何と議会の初日の次の日が閣議決定だったのですよね。火曜日と木曜日が閣議の日ですから、閣議決定されたのが11月29日です。ですので、初日に上程しなかったのですよ。12月になってしまったのですけれども、私はおかしいと思っています。というのは、閣議決定は国家公務員に対しての決定であつて、私たちは地方議員ですよね。ということで、県の人事委員会は今回のボーナスについて、10月11日に給与勧告をしています。ですので、県は10月11日ですよ。私は条例改正をその部分だけでもして、10月11日の県人事委員会の給与勧告に寄り添った形で行えば、今回は11月28日の初日に議案が出されて、議案第81号、議案第82号、議案83号に間に合ったのではないかと思います。その辺の見解ですけれども、高田議員の見解をお伺いします。

○審査対象議員（高田和幸） 人事院勧告を受けて閣議決定した国家公務員の給与を、御前崎市は給与表にそのまま採用しています。県の給与表を採用している場合だったら、県の今言ったような流れでもいいのかもしれませんが、給与条例全般が国家公務員の給与表をそのまま流用する形で動いていますので、そこについては国の流れを受けているということが、今までの総務課判断です。ただ、令和3年12月に閣議決定がされていないにも拘わらず、給与条例を改正したことは、私の覚えている限りでは1回あります。それは閣議決定はされていませんが、最初にボーナスを減らすという条例でやっています。市は独自に根拠があればやることはできるのですが、人事委員会なるものを開催して給料を上げたり下げたりする根拠を作れないので、国にお願いして国が作ったものをそのまま使っているという考え方ですので、阿形議員が言うように県のもをそのまま使うのであれば、県の給与条例を引用するようなものに全て変えなければ、使えないのではないかと思いますし、静岡県内の他団体が全て、国の給与条例をそのまま流用していますので、そういった意味では政令都市以外は、そういうものを使っていますので変えないで、国に準じているということが、市の考え方ではないかと思いますが、これはあくまで私の私見です。それは市長なり副市長に確認を取ってもらうしかないのかと思いますので、お願いします。

○委員（阿形昭） もう一つ別件で聞きます。ブログを書いたのは、議案議決の2日後の12月25日ですけれども、この時間は何時くらいにアップしたのですかね。それともう一つ、「2月議会定例会でも間に合います」という感じで、ブログの中でこの日ではない日に書いてあるのですけれども、不備のある条例に気付いてほしいという意味も今回は込められていますか。アップした時間、もう一つはこれが不備だよということ直してほしいということ、周り誰も気が付いてないではないですか。そ

のことを気付いてほしいという意味合いも入っていますか。

○審査対象議員（高田和幸） ブログをアップする時間というのは覚えていないですが、基本的に12月25日に上がっていますが、書いているのは12月23日もしくは24日だと思います。時間を予約すると言いますか、ブログをアップする時間が予約できるものですから。ホームページ上のブログについては、アップできる時間が予約できるものですから、忙しいときは予約時間を設定して、毎日ブログを出すようなイメージでやっていますので、時間はどうだったのかは今分らないです。先ほど来言っているように、公がやった仕事に対して、監視したり批判することが議員の仕事だと思っていますので、そういった意味では、行政が過ちを犯したことに對して監視した結果、批判するというようなつもりで書いていますので、体制自体を改めてもらいたい、今後こういうことがないようにしてもらいたいというのは思っています。

○委員（石川貴広） 前回、審査請求人である二俣議員から、審査請求の理由について聴きましたけれども、その中で先輩議員に敬意を払わないということが、市民の信頼を損なうという趣旨の話があったかと思えます。先輩議員に對して、敬意を払うということについて、どのような思いがあるかを教えてください。

○審査対象議員（高田和幸） 先輩議員に對しては、敬意を払ってきたつもりです。私の中ではそういうつもりで接してきました。議員控室を出るときも我々が最後に出ていくようなことであったり、そういう気遣いをしてきたつもりでございますが、先輩議員に敬意を払っていないと捉えられたことは、普段の私の行いが悪いものだと思えます。今後、改めていくしかないのかと思っていますし、これから先輩議員に敬意を払っているという姿が見られるような態度をとっていきたいと思えます。

○委員（川口知幸） この委員会の中で配られた資料の中に、当日、高田議員がブログにアップしたものがプリントアウトされ、私は持っています。その中で冒頭に「意地悪!？」ということで、エクスクラメーションマーク(!)とクエスチョンマーク(?)がフォントを上げて、かなり「意地悪」という言葉が強調されている。文章の中にたくさんの表現がされていますけれども、冒頭にこの「意地悪」、それからエクスクラメーションマーク(!)やクエスチョンマーク(?)というような表記をしたことについて、真意を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○審査対象議員（高田和幸） タイトルのフォントも大きさ、字の大きさについては、ブログ上その大きさになっています。どのブログ見ていただいても、大きさ、タイトルはその大きさになってしまいますので、私の作り自体がそういう作りになっていますので、別に強調しているわけでも何でもありません。「意地悪」というのは、取り方によっては僕が「意地悪」したみたいにとられますけれど、本当は「意地悪」ではなくて、直してほしいという、あんた達がやったことに對して自分を顧みて、しっかりと正してほしいという意味で書きました。傍から見ると「意地悪」しているみたいに思われるけれど、そうではありませんという意味の言葉で作ったつもりですので、そういう意味で取っていただきたいと思えます。

○委員（川口知幸） 議員に対しても執行部に対しても、しっかりしてほしいというようなニュアンスでよろしいでしょうか。

○審査対象議員（高田和幸） 執行部に対しては、先ほど言っているようにしっかりしてほしいと思っていますし、議員の皆さんに対してしっかりしてほしいというよりは、先ほども言いましたように、まさかこの間違いを皆さんが気付いていないとは思っていませんでしたので、敢えてこの間違いを分かっている、皆さん賛成したものだと思っていましたので、特にそこについて直してくださいという気持ちはないです。ましてや、議員個人の活動について、とやかく言うという話は全然思いませんので、それはないと思ってください。

○委員（小田芳久） ブログをアップする時間ではなくて、文章を作るときはもう多量の飲酒をしたとか、お酒飲み過ぎてしまったという状態だったのか。それとも全然素面で、正常な判断ができる状態だったのか、その辺をお願いします。

○審査対象議員（高田和幸） 目が悪いものですから、スマホでブログを上げることが出来ないのです。字が小さ過ぎるので、私は事務所を開いていますので、必ず職場の事務所でパソコン操作しています。当然、お酒を飲んで仕事をすることはありませんので、仕事をしている隙間の時間を使ってブログをアップしていますので、そういう意図はないです。ただ、時間がない中であのぐらいの文章ですので、書こうと思えば直ぐに書けますけれど、それをさっと書いて上げるというような形でやっていますので、熟読して熟考して書いたというよりは、そのときの流れでさっと書いて上げたと思っています。

○委員（櫻井勝） 先ほどからも少し話が出ていますが、議員の役割は、行政のミスを正すことであり、それを利用して警告を与えたりとか、ブログで行う行為は議員としての職務を逸脱していると私は今でも思います。議員は今でもそのことが正しい選択だと考えているのかお聞かせください。

○審査対象議員（高田和幸） 非常に難しい質問だと思います。先ほど言いましたように、公について、監視し批判するのが市議会議員の職務だと考えています。ですので、間違っているものは間違っていると言うべきですし、言ってきたつもりです。今回については、分かっていたけれど言いませんでしたが、その前については分かっていたので事前にお話ししました。ただ、直らないものについて警告を与えていけないのかと言われると、非常に難しいと思います。我々は多分皆さんもそうですけれど、御前崎市が良くなるように尽力したくて、この職についていますので、今日より明日が良くなるように直してもらいたいものについては、我々の発信の仕方というものがあるのかと思います。それが有権者に届くような形の方法が、私はブログであるとか、SNSなのかと思っていますので、今後発信しないかと言ったら、それは出来ないかと思っています。

○委員長（河原崎恵士） ほかの委員さんは、いかがですか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） ないようでありますので、これで審査対象議員への事情聴取は終わりにし

ます。

○委員長（河原崎恵士） 政治倫理規程第8条第3項において、審査委員会は対象議員に弁明の機会を与えなければならないとされています。この場で、高田議員から弁明することがありますか。

○審査対象議員（高田和幸） それでは、先ほど聴取の中でもお答えし重複するかもしれませんが、私の弁明について、お話ししたいと思います。12月25日に書いたホームページ上のブログに「ざまあみろ」という不穏当な言葉を使い、世間を騒がせたことに先ずお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。先日のテレビ、新聞の取材や後追いのブログでも謝罪させていただいたとおり、今後、言葉使いには気を付け、議員として市民の信頼を回復するように努めたいと思います。弁明でございますが、最初に、議案の誤りに気付いていたにも拘わらず、質疑、討論をしなかったことについては、今年度分のボーナス0.1か月の支給が、この条例では出来ないことは事前に配付された時に気付いておりました。しかしながら、議案が最終日の追加議案での提出であり、提案理由の説明を聞いてから判断すべきであると考えておりました。提案理由の説明を聞いて、明らかに単なるミスであるということに気付きましたので、質疑はする必要はなく反対の立場で討論すべきだったのかもしれませんが、質疑をしないで反対討論をするということになれば議案が否決されて、結果、支給出来ないことには変わりはないと考えました。また、12月議会定例会中の先ほど言いましたような、総務経済委員会の修正案提出については、遅延させたと注意を受けました。総務経済委員会での修正案は1人で出来ますが、今回の討論で反対討論すれば、その議案は否決され、その後の3つの議案については、修正案を2人以上の議員発議で行うこととなりますから、大幅に時間を要すると考えて、敢えて賛成しました。また、職員給与は人事院勧告により改正されるものでありますので、提案理由でもそう説明されております。したがって、2月議会定例会で附則の改正を行えば、2か月支給は遅れますが、3月に支給されることは、先ほど言われたとおり明白であります。職員には申し訳ありませんが、不利益とは言えないと私は考えました。議員や職員も当然、市民でございますが、私人としての市民である前に公人です。公人として誤った議案を提出した責任を、2か月の支給延期という形で取ってもいいのではないかと考えました。12月議会定例会に提出された条例改正の案件がほかにも誤りがあったことを考えると、市役所の体制を見直すきっかけになるのではないかと考えております。ブログの最後に「財政健全化の犠牲的精神」の件につきましては、先ほど述べたとおり、議員定数を2名減らしたこと、財政負担を軽減したということについて聞いておりましたので、そういう意図があるもしくは、何らかの意図があって賛成したものだ、その当時は考えていました。したがって、最後に書いたブログの文面は、あのような形で書いてしまったということになります。私が議会事務局に勤務していたときに、先輩議員から「議会は言論の府だ」という言葉をよく耳にしました。まさにそれを心掛けて、議論を尽くすよう努力したつもりです。先輩議員への敬意を払ってきたつもりですが、このように思われたことは、私の普段の行いが悪いものと認識しております。今後、改めたいと思

ます。私の弁明は以上です。

○委員長（河原崎恵士） それでは、ここで高田議員は退室していただいて結構です。  
御苦労さまでした。

（審査対象議員退室）

---

○委員長（河原崎恵士） 次に、議題2、今後の進め方についてを議題といたします。

前回の審査委員会でお伝えしましたとおり、審査請求者からの説明と審査対象議員の事情聴取が終わりましたので、審査報告書の取りまとめに向けて、委員の皆様からそれぞれ御意見をお聞きしたいと思いますが、できればこれは非公開で行いたいと思います。政治倫理規程第8条第5項において、「出席議員の過半数が同意したときは、会議を非公開にすることができる」とされていますので、お諮りいたします。本日の会議をこれ以降、非公開で行うことに賛成する委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長（河原崎恵士） 挙手多数です。よって、本日の会議はこれ以降非公開で行うことに決定いたしました。ここで暫時休憩といたします。再開は9時50分からといたします。恐れ入りますが、傍聴人や報道関係者は退室をお願いいたします。

---

○委員長（河原崎恵士） それでは副委員長、閉会をお願いいたします。

○副委員長（阿南澄男） それでは、以上をもちまして、第3回の審査委員会を終了させていただきます。御苦労さまでした。

〔午前10時29分 閉会〕

---

ここに会議の経過を記録して、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員長 河原崎 恵士